

21:12 人を打って死なせた者は、必ず殺されなければならない。

21:13 ただし、彼に殺意がなく、神が御手によって事を起こされた場合、わたしはあなたに彼ののがれる場所を指定しよう。

21:14 しかし、人が、ほしいままに隣人を襲い、策略をめぐらして殺した場合、この者を、わたしの祭壇のところからでも連れ出して殺さなければならない。

21:15 自分の父または母を打つ者は、必ず殺されなければならない。

21:16 人をさらった者は、その人を売っていても、自分の手もとに置いていても、必ず殺されなければならない。

21:17 自分の父または母をのろう者は、必ず殺されなければならない。

21:18 人が争い、ひとりが石かこぶしで相手を持ち、その相手が死なないで床についた場合、

21:19 もし再び起き上がり、杖によって、外を歩くようになれば、打った者は罰せられない。ただ彼が休んだ分を弁償し、彼が完全に直るようにしてやらなければならない。

21:20 自分の男奴隷、あるいは女奴隷を杖で打ち、その場で死なせた場合、その者は必ず復讐されなければならない。

21:21 ただし、もしその奴隷が一日か二日生きのびたなら、その者は復讐されない。奴隷は彼の財産だからである。

21:22 人が争っていて、みごもった女に突き当たり、流産させるが、殺傷事故がない場合、彼はその女の夫が負わせるだけの罰金を必ず払わなければならない。その支払いは裁定に

よる。

21:23 しかし、殺傷事故があれば、いのちにはいのちを与えなければならない。

21:24 目には目。歯には歯。手には手。足には足。

21:25 やけどにはやけど。傷には傷。打ち傷には打ち傷。

21:26 自分の男奴隷の片目、あるいは女奴隷の片目を打ち、これをそこなった場合、その目の代償として、その奴隷を自由の身にしなければならない。

21:27 また、自分の男奴隷の歯一本、あるいは女奴隷の歯一本を打ち落としたなら、その歯の代償として、その奴隷を自由の身にしなければならない。

死をもって償わなければならない犯罪が明記されています。現代社会と違うところがありますが、その意味を知るべきでしょう。故意ではない場合はのがれることができました。心の内が重要です。両親は神の権威を代表するので、尊重されなければなりません。また人をさらうというのは、その人の人生と尊厳を奪うことですから、罪が重いのです。

傷害罪の場合は、補償が求められます。また「目には目…」というのは、無制限の復讐を防ぐ意味もあります。怒りに任せて相手を攻撃してはならないのです。

これらの精神を覚えながら、人間関係に適用していきましょう。

①神のみこころは？（信仰のあり方、希望の約束、愛の満たしなど）

②どんな思いになりましたか？（感情や願いなど）

③生き方にどう適用しますか？（あなたのどの部分を主は扱おうとしておられますか）

④この世にあって何を実践しますか？

